(様式第4号)

上田市交流文化芸術センター運営協議会 会議概要

1 審議会名	上田市交流文化芸術センター運営協議会
2 日 時	令和4年5月27日 午後1時30分から午後3時30分まで
3 会 場	上田市交流文化芸術センター 大スタジオ
4 出 席 者	関和幸会長、平田利江子副会長、荒井洋文委員、岩木功委員、島田和子委員
	田中美恵子委員、山寺高太郎委員、吉本永喜委員
5 市側出席者	大矢政策企画部長、西田館長、清水副館長、横澤総務係長、川俣事業係長、
	小泉舞台技術係長、横尾主査、田澤主査
6 公開•非公開	
7 傍 聴 者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日 令和4年5月27日	
	協 議 事 項 等

1 開会(副館長)

- ・あいさつ (館長)
- · 異動職員自己紹介(政策企画部長、事業係長)

2 議事

(1) 施設使用料の改定等について

【説明】

(事務局)大ホールは、県内他館と同水準の料金に引き上げる。小ホール及び大スタジオは、市内類似施設と均衡する料金に引き上げる。ホール以外の施設及び備品使用料等は料金改定を行わない。使用料加算に係る規定を変更する。減免適用基準の見直しを行う。

【協議】

〔使用料の値上げについて〕

(委員)文化芸術の振興のために政策的に低料金に設定してきた。改定後の使用料は、県の施設のほうが高くまつもと市民芸術館は低い状況である。当初の政策を破棄し利用者に負担をかけることになるが、説明ができるか。

(事務局)施設を維持管理していくためには相応の費用が必要になる。当初の政策が功を奏して利用率が高く利用促進の目標は達成できた。施設の価値や需要から県内の同水準の施設と同水準の料金設定でよいと判断した。

(委員) 持続可能な施設として維持していくために、必要経費として使用料改定が必要だと説明していく ことが大事である。

(委員) 1 席当たりの単価が他館と同じとした改定案でよいと考える。今後、市内の他施設が値上げした らどうするのか。人件費等管理費が上がっていくので、再度審議会等に諮って上げていくのか。

(事務局) 今回は単独の見直しだが、通常は市内の公共施設全体での見直しとなる。そうした機会が来たら同じように見直しをしていくことになる。

(委員) 県内の他の施設が値上げしたらどうするのか。

(事務局) 市民の声や議会の意見等があれば、単独での値上げも考えられる。

[使用料の加算規定について]

(委員) NPO法人や公益財団法人が公益的事業を実施するときもあり、入場料に応じて一律に加算する ことには疑問がある。また、営利目的か非営利かの線引きをはっきりさせることが必要である。

(委員) ボランティア的な事業で入場料を寄附するコンサートなどはどうするのか。

(事務局) 現条例においても、営利を目的とせず入場料を徴収する場合は加算してきた。営利目的か否か の判断は非常に難しい。

(委員) 団体や事業の性格、収支予算書等で判断できないか。

(事務局)補助金申請等ではそうした書面の提出を求めるが、施設の利用許可申請について営利目的か否かの判断のため相手方に証拠書類を求めることは規定もなく難しい。

(委員) 入場料を徴収すると加算されることには正当な理由がないと思う。現在、非営利でも加算していることを利用者は納得しているのか。入場料だけで判断するのは無理があるのではないか。

(委員) 復興支援コンサートのように入場料を徴収する場合など、現在でも上田文化会館等でも加算されているのか。

(事務局) 上田文化会館は現在のサントミューゼと同じ加算方式となっている。

(委員) 上田市内で施設により対応が異なっていくのか。

(事務局)現在も、サントミューゼと上田文化会館が同様の対応であり、丸子文化会館は改定案後の方式をとっており異なっている。

(委員) そうした異なる状況をアナウンスして、他館へ誘導することも考えられる。

(事務局) 当初の加算規定は、旧上田市民会館に合わせる必要があったという経過がある。旧市民会館は公民館的な使用料規定であり、非営利活動が主体である公民館は、営利目的の場合の規定が必要となる。本日示した改定案は、現在、市外県外の他の劇場等とも同様の規定となり、他館と同じルールのほうが一般の利用者には公平と考える。また、営利目的でなく入場料を徴収する場合についても、NPO法人も営利を出すことができるため、改正後の規定は、他の劇場と同じルールであり一般のお客様には分かりやすい。

(会長) 長野県民文化会館も同じようなつくりなのか。

(事務局) 県民文化会館も同様である。県民文化会館では、入場料を徴収しても非営利だと判断し減免等の対応をする場合は、別途伺いを作成し長野県が判断している。

(委員) なぜ加算するのか、営利非営利を市民それぞれが理解していくことが大事だが、市からも分かり やすく説明できるようにしてほしい。

[減免適用基準の見直しについて]

(委員)入場料を徴収する場合には公益的活動とは認められないのはおかしいのではないか。入場料を徴収する、予算規模が大きいなどの理由で公益的活動ではないと判断するのは劇場の公共性を考慮してしっかり考えていくべきではないか。

(委員) 入場料を徴収することだけで、公益的活動ではないというのは当たらない。その他の例は納得できる。

(委員) 公益的活動の判断を県内の他の施設はどうしているのか。

(事務局)公益的活動を具体的に明文化している施設はない。運用の中で判断していると思われるが、県外でこうした公益的活動に当てはまらない例を出している施設があり参考とした。

(事務局) 入場料を徴収する場合は公益的活動ではないという例示については、公益的活動であることが

証明できれば減免適用となる場合があるかを研究する必要がある。伺い等で公益的活動かどうかを判断する取り扱いを含めて運用規定を検討したい。

(委員) 当否を書面で判断するということについては、いつ、誰がどの時期に判断するのかが難しい。決算書や規約等を提出させる場合はまれであり、窓口ではすぐに判断できないので、事務の効率化を考えると提案された方法しかないのではないか。事務処理を多くして人件費を上げていくだけになることはよくない。公益的活動の定義も社会通念上このままでもいいのではないか。

(事務局) 事務の合理化や即時性、公平性は求めたい。

(会長) 大筋での原案を認めてよいか。出された意見を参考に事務を進めてほしい。

- (2) 令和3年度事業実績について
- (3) 令和4年度事業計画について

【説明】

(事務局) 資料に沿い実績報告と事業計画について概要を説明。

【協議】

(委員) 支出と収入の差分が3億3千万円となるが、これはコロナの影響か。支出超過額が3億円を超えたのは衝撃ではないか。

(事務局)収入の減額はコロナの影響だが、これまでも毎年支出が上回ってきた。開館前の試算での支出は4億7千万円程度の計画だったが実際には7億円まで膨らみ支出超過となる持ち出しが多く、サントミューゼの検証に至った経緯がある。

(委員)継続的に新国立劇場バレエ団の公演を実施し、今年度連携協定を結べたことは喜ばしいことである。また、新進演奏家の企画は運営協議会で策定した第2期計画にある新規事業でもあり期待している。 益々の充実を図り目玉事業として継続してほしい。

(委員) サポーター制度をもっと活用してほしい。コロナ禍のため集まる機会が減ってしまったのは仕方がないが寂しいと感じる。今後、サポーターの養成や会合など盛り上げることを考えていってほしい。 (委員) 今後も連合音楽会など小中学校の使用に対して理解をお願いしたい。子どもたちがサントミューゼのステージ上で歌う経験は大変貴重なものである。サントミューゼからも発信してほしい。

3 その他

(事務局) 本日の議事録を作成し確認後、ホームページで公表するので承知してほしい。

(事務局) 委員の改選の年となるので、次回の協議会開催日は未定である。

4 閉会(政策企画部長)